

高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien

よくある質問と誤操作について

● 意向登録

Q. 申請するつもり、または昌平スカラシップ生だが、誤って「所得制限に該当する、またはほかの理由により、受給資格認定申請書を提出しません。」を選択してしまった。

(注)昌平スカラシップ生は所得に関わらず全員申請が必要です。審査結果をもって奨学金額が算定されます。

A. 登録後は、ご自身で訂正することが出来ません。意向登録を解除しますので、事務室までご連絡ください。解除完了後、意向登録及び受給資格認定申請の操作を行ってください。

● 保護者等情報

Q. 親権者2名のうち1名は収入がないので、親権者1名分の収入状況を提出すればよいのか?

Q. 親権者2名のうち1名はマイナンバーカードを作っていないので(通知カードのみ所持)、マイナンバーカードを持っている親権者1名分の収入状況を提出すればよいのか?

A. **親権者が2名いる場合は、収入の有無に関わらず親権者2名分の収入状況の提出が必要です。**「収入状況の確認が必要な方」について質問が表示されますが、「収入状況を提出することが出来ますか。」とは、収入の有無ではなく、「個人番号が付与されているか」と読み替えて選択してください。

誤って1名分で申請した場合は、差戻しますので事務室までご連絡ください。解除完了後、「新規申請」「続きから再開する」「保護者等の変動(追加・削除)があります」を選択したうえで、「収入状況の確認が必要な方」は「親権者(両親)2名分の収入状況を提出します」を選択してください。2名分の保護者等情報の入力画面に遷移します。

Q. 収入状況提出方法はどれを選択すればよいのか?

A. 以下、状況に応じて選択してください。提出方法は親権者ごとに選択できます。

● マイナンバーカードを所持している保護者の場合

「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」を選択し、マニュアルの説明に従って操作してください。マイナポータルのアプリのダウンロードと利用者設定が必要です。うまく読み込めない場合は、「マイナンバーカードを所持していない保護者の場合(通知カードのみ所持又はカード紛失)」と同様に手続きしてください。

● マイナンバーカードを所持していない保護者の場合(通知カードのみ所持又はカード紛失)

「個人番号を入力する」を選択し、**選択後に表示される入力欄に番号を入力してください。**

マイナンバーを確認できる書類を紛失等により手元にない場合は、マイナンバーの記載がある住民票を取得して確認してください。

- 2023年1月1日時点で海外に在住し既に帰国している保護者(マイナンバーを付与されている)課税地情報は「日本国内に住所を有していない」にチェックを入れてください。なお、6月～7月頃予定の継続届出の際に、「保護者情報等変更届出」による課税地変更が必要です。
- 2023年1月1日時点では日本に在住していたが、2024年1月1日時点で海外在住の保護者がいる課税地情報は 2023年1月1日時点の課税地を入力してください。なお、6月～7月頃予定の継続届出の際に、「保護者情報等変更届出」による課税地変更が必要です。

Q. 課税地はいつ時点のものを入力するのか?

A. 今回は 2023年1月1日時点での課税地を入力してください。

《お問い合わせ先》

昌平中学・高等学校 事務室(担当:七戸^{しちのへ})

〒345-0044 埼玉県北葛飾郡杉戸町下野 851

TEL 0480-34-3381 / FAX 0480-34-9854

受付時間 月～金 9:30～15:30 /

土 8:30～13:10(第2・4土曜を除く)